

## 西宮市請負工事の設計違算に関する事務取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する請負工事に係る入札および契約において、設計違算が判明した場合の取扱いについて基本的な考え方を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、「設計違算」とは、金入り内訳明細書の単価の誤りをいう。

### (開札前の対応)

第3条 市長は、入札公告又は入札指名通知をした後、開札する前に設計違算があることが判明した場合は、当該入札を中止する。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に認める場合には、設計違算を訂正し、入札を続行することができる。

### (開札後から落札決定前の対応)

第4条 市長は、開札を行い、落札候補者を決定し、当該落札候補者を落札者と決定する前に設計違算があることが判明した場合は、当該入札に係る手続を取り消す。

2 前項の規定にかかわらず、落札者の決定に影響がない場合は、市長は、当該入札を有効とし、手続きを続行することができるものとする。

### (落札決定後から契約締結前の対応)

第5条 市長は、落札者を決定し、当該入札に係る契約を締結する前に設計違算があることが判明した場合は、当該入札に係る手続及び落札者の決定を取り消す。

2 前項の規定にかかわらず、落札者の決定に影響がない場合は、市長は、当該入札を有効とし、手続きを続行することができるものとする。

3 市長は、第1項の規定により落札者の決定を取り消し、再度の契約手続を行う場合は、原則として競争入札に付さなければならない。

### (契約締結後の対応)

第6条 市長は、入札による契約を締結した後に設計違算があることが判明した場合は、当該契約を解除するものとする。この場合における入札及び落札者の決定の取扱いについては、前条第1項の規定を準用する。

2 前項の規定にかかわらず、落札者の決定に影響がない場合又は当該契約の履行状況等に照らして契約を解除することが市若しくは市民にとって不利益な場合で、かつ当該契約の相手方が契約の継続を望む場合は、契約を継続することができる。

3 第1項の規定により、契約を解除した場合において、当該解除された者は、これによって生じた損害を市長に請求することができる。

(公表)

第7条 第5条第1項の規定により当該入札に係る手続を取り消し、又は第6条第1項の規定により当該契約を解除する場合は、速やかに公表するものとする。

(準用)

第8条 第3条から前条までの規定は、予定価格及び最低制限価格（低入札調査価格・失格基準価格を含む）の設定の誤りについて準用する。

(その他)

第9条 この要領に定めのない事項が生じた場合は、別途協議して定めることとする。

付 則

この要領は、令和5年4月1日から実施する。